

平成 29 年度  
石垣市子どもの居場所運営事業業務委託仕様書

石 垣 市

## 1. 委託業務の件名

平成 29 年度石垣市子どもの居場所「子どもホッ！とステーション」運営事業業務委託

## 2. 目的

貧困による様々な課題を抱える子どもに対し、自己肯定感を高め、円滑に家庭生活及び学校生活を営むことができるように「食育支援」「学習支援」「生活指導」などの寄り添い型支援を行う。

## 3. 業務の場所

沖縄県石垣市字大川 5 7 7-2

やしの実保育園（旧園舎）

## 4. 業務期間

平成 29 年 5 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日とし、祝祭日等による休館日は下記のとおりとする。（週 5 日間実施）

- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日（国民の休日）
- ・1 月 2 日、3 日及び 12 月 29 日から 31 日（年末年始）
- ・6 月 23 日（慰霊の日）
- ・旧暦 7 月 13 日から 15 日（旧盆期間）、旧暦 1 月 16 日（十六日祭）

## 5. 業務時間

午後 2 時 00 分から午後 10 時 00 分

※いずれも開館前の準備と閉館後の片付け等、戸締りの時間を含む。

## 6. 利用対象者

主に市内の小中学校に在籍する「生活困窮世帯の児童」、「要保護児童」、「準要保護児童」及び「石垣市要保護児童対策地域協議会の関わる児童」等を利用対象者とし、約 25 名を 1 日あたりの対象者数の目安とする。

## 7. 業務内容

- (1) 本事業は、子供の貧困対策事業の生活の支援として、放課後から家庭へのつながりの場を提供し、子どもたちが安心して、安全に過ごすことのできる心のよりどころとなる場の運営を行い、子どもの心身の健康状態の向上と基本的な生活習慣の改善、学習支援による学習意欲の向上をはかるための支援をすることを目的とする。

下記の主な業務 5 項目をふくめて、これ以外にも支援対象の子ども達を支援するために有効で、子どもの居場所運営事業で行いたいことがあれば、委託料の範囲内で提案すること。

- ①栄養バランスのとれた食事の提供とともに、買い物・調理・片付けを行う調理実習を実施し、食の関心を促し、自炊力を身に付ける「食育支援」を行う。
- ②個々に寄り添った家庭学習支援により家庭学習の習慣化を図り、各学年に応じた教材を活用し学習意欲を向上させる「学習支援」を行う。
- ③あいさつや正しい言葉使い、食事マナー、歯磨き習慣、身辺の整理整頓など、大人との関わりを通じて様々なルールを身に付け、“当たり前のことを当たり前

やる”という基本的な生活習慣を身に付ける「生活指導」を行う。

④利用者の車両送迎

⑤児童の学習面及び生活面における目標設定、保護者においては生活面での目標設定を行い、定期的に面談を行うこと。

(2) 施設運営責任者の配置（常勤1名）

施設の管理や子どもの安全管理、各種活動支援の統括、子ども支援コーディネーター及び児童家庭課との連携調整、業務報告等を行う施設運営の責任者を1名配置すること。

(3) スタッフ（常勤2名）、支援員の配置（非常勤：必要人数）

食育支援、学習支援及び生活指導等を行う常勤スタッフは、子どもたちと接する重要なポストであり、子どもの良き理解者で心身ともに健康な人を配置すること。

また、必要に応じて非常勤の支援員を配置するとともに、無償ボランティアなど地域の人的資源を積極的に活用し円滑な業務運営を行うこと。

(4) 施設管理

開館時間 午後2時から午後10時

(5) その他

①委託者との打ち合わせ会議に参画すること

②日誌、活動の様子を作成し、毎月10日までに提出すること。

③利用者の活動・相談等で課題があると判断した場合、委託者に適宜相談し、各関係機関と連携を取ること。

④委託者と受託者は日常ならびに非常時の連絡体制を別に定めるものとする。

⑤子どもの居場所運営協議会に参画すること

⑥委託内容には、人件費・催し物（教室等）及び管理運営に必要な経費を含む。

⑦施設内での物品の販売、営業の活動はしないこと。

⑧個人情報に関する書類等の取り扱いについては万全を期すこと。

⑨業務の遂行にあたり、次に掲げるものは原則として委託者が負担するものとする。

※賃借料（施設・車両・PC・FAX）、光熱水費、通信費（電話・IT通信料）、備品の修繕（原因者が委託者のみ）、ただし、利用者の過失による器物損壊等については、原則利用者負担とする。

⑩委託事業の遂行にあたって必要な事項については、両者の協議により決定する。

## 8. 暴力団等不当介入に関する事項

(1) 契約の解除

石垣市の締結する契約等からの石垣市暴力団排除条例(平成23年石垣市条例第18号)第6条第1項及び第2項の規定により、契約を解除することができる。

(2) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

・不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察及び委託者へ通報し、警察への捜査協力を行うこと。

## **9. 業務完了の報告**

受託者は、業務が完了したときは、完了報告書（収支決算書・業務報告書等）を石垣市に提出するものとする。

## **10. 委託料の支払い方法**

委託者は、受託者の請求に基づき、原則として次の区分により支払うものとする。

第1回 平成29年5月末までに30%以内にあたる金額を支払う。

第2回 平成29年8月末までに30%以内にあたる金額を支払う。

第3回 平成29年11月末までに30%以内にあたる金額を支払う。

第4回 業務委託修了後、残高を完了（精算）払いとする。

## **11. その他**

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、受託者と委託者の両方で協議するものとする。